

# 第3回豊能維持管理基地整備検討会議だより

## 1. 第3回豊能維持管理基地整備検討会議の開催

- 開催年月日 令和2年 1月29日(水)
- 開催時間 14:00~15:30
- 開催場所 豊能町役場2階大会議室
- 出席者 座長 濱田学昭(元和歌山大学教授)  
委員 西浦博(木代自治会長)  
委員 藤高治生(希望ヶ丘自治会崩落跡地利用検討委員会会長)  
委員 塩川恒敏(豊能町町長)  
委員 圓岡昭宏(箕面市消防本部豊能消防署長)  
委員 小池重一(大阪府池田土木事務所所長)
- 次第 1. 第2回豊能維持管理基地整備検討会議の概要  
2. 維持管理基地(仮称)整備方針(案)

## 2. 討議(1) 第2回豊能維持管理基地整備検討会議の概要

- 維持管理基地整備の方向性について、基地内施設及び使用頻度についての説明と、それに対する各委員の意見、見解を「第2回豊能維持管理基地整備検討会だより」(各自治会回覧済)に基づき事務局から説明。

## 討議(2) 維持管理基地(仮称)整備方針(案)

### ①「維持管理基地(仮称)整備方針(案)」(裏面)について事務局より説明

#### ②各委員意見

- 【藤高委員】(希望ヶ丘自治会崩落跡地利用検討委員会会長)
  - (1) 通常は2m程度の歩道だが、一部4m程度の広い部分ができるという理解で良いか。
  - (2) フェンスについて、1.8m程度と聞いているが下げることはできないか。
  - (3) 名称について、維持管理基地の「基地」の部分「センター」等にはできないか。
  - (4) 広大な広場が草も木も花もない場所となるのは考えられない。再度木のある緑地帯を検討ほしい。座長の見解を聞きたい。
- 【小池委員】(大阪府池田土木事務所所長)
  - 藤高委員意見について
    - (1) そのような理解で問題ありません。
    - (2) フェンスについては不法投棄対策として、最低限1.8mは必要。
    - (3) 名称については、今後検討させていただく。
    - (4) 府道沿いは災害が起こった場合の作業ゾーンとなるため、緑化することは難しいが、仮置き部分については緑を残すようにする。斜面に木を植えてしまうと眺望を確保すると言うこれまでの議論の経過とも整合がとれないのではないか。
  - 本日お示した整備方針(案)を了解いただければ、予算の制約はあるが、次年度着工し、3~5年での概成を目指したい。

#### ●【西浦委員】(木代自治会長)

- 木代としては、緑地帯等は管理できる範囲で議論するべきであり、この件に必要な以上に時間をとらず、防災・減災・交通事故の抑止のため、早急に進めてほしい。
- 地元住民が自ら災害対策できるよう、土嚢ステーションやブルーシートの備蓄については豊能町とできるだけ早く進めてほしい。
- 本会を解散するなら、今後の窓口等を整備方針に明記すること。

#### ●【塩川委員】(豊能町長)

- 優先順位をつけて、速やかに進め、今後もアイデアを交換しながらやっていきたい。
- 適切な管理状況に早くしてもらいたい。
- 整備方針(案)について、防災のところで土嚢ステーション等を明示していただきたい。
- 整備計画をまとめるという事の一定目的は達せられたと思うが、今後も事前に説明するという形で進めていきたいと思う。

#### ●【圓岡委員】(箕面市消防本部豊能消防署長)

- ヘリポート周辺の法面を緑化するというのですが、法面の緑化よりもコンクリート施工などによりヘリコプターによる砂などの飛散防止措置を講じてほしい。

#### ●【濱田座長】(元和歌山大学教授) ○藤高委員意見に答えて

- この場所を常に緑が多くてきれいな公園のような整備というのは基地の趣旨からしても難しい。また手入れができるものを検討しなくてはならない。
- さらに、この計画で一番大切にしていることは、茨木から帰って来たときの奥の山並みが見えるという眺望の確保であり、高木を植えることの基本的な考えに相容れないのではないかと。

### ③座長とりまとめ(濱田座長)

- 本日の議論を受け、以下三点を追加修正したものを最終的な「整備方針」(裏面)として取りまとめる。
  - ・防災について、「地元住民が自ら災害対応するための土嚢ステーション等のスペースの設置を豊能町と共に検討する。」に修正。(裏面赤字)
  - ・スケジュールについて、「施工順序については、地域住民の安心・安全が速やかに図れるよう取り組む」を追記。(裏面赤字)
  - ・「施工にあたっては地域住民と説明会等でコミュニケーションを取りながら事業を進める。」を追記。(裏面赤字)
- 本会議の目的である、基地の設計において配慮すべき事項の検討は、概ね本日の会議で達成されたと考える。よって、本会議は今回で解散する。

「維持管理基地（仮称）整備方針（案）」改め「（仮称）維持管理基地 整備方針」

1. 土地利用計画

基地の4つの機能に必要な面積と使用頻度

維持管理基地内施設の面積と使用頻度			
機能種別	適用例	最小面積	使用頻度
保管機能	屋内	水防資機材・道路補修資材 等	500 月1回程度
	車庫	除雪車他	500 冬季のみ及び月1回程度
	小計		1,000
作業ゾーン	屋内	凍結防止剤・土壌・大型土嚢等	500 常設
	屋外	砕石・薬石等で大型土嚢等作成	1,000 災害時等
	小計		1,500
一時仮置機能	屋内	路上回収物等	1,000 週1回程度
	屋外	樹木等	1,500 災害時等
	小計		2,500
作業用道路面積 m		1,500	
基地としての面積 合計		6,500	
防災機能	屋外	沈砂池・調整池	2,000
	屋外	ヘリポート	1,000
	小計		3,000

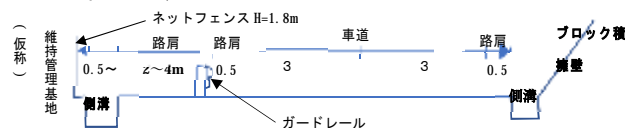
造成計画平面図

- ・府道沿道の敷地を道路面より切下げ  
眺望を確保して景観に配慮



- ・府道沿道敷地は道路より切下げ景観へ配慮。
- ・建物を施設西側に配置し、景観に配慮。
- ・ヘリポートを府道沿いに配置。
- ・府道沿いは災害時の使用を想定し、平常時は物を置かず景観に配慮。

道路標準横断面図（イメージ）



2. 整備に関する基本的考え方

【上面利用】

- ・上面の造成計画は計画図の通りとする。
- ・府道沿いの平地部は現段階では造成計画のみを決め、継続的に良好な維持管理がなされるよう、イベント等で利活用しながら検討する。
- ・基地内に豊能町管理のヘリポートを設置する。
- ・里道は基地北側境界付近に復旧し、既存の里道に接続する。

【防災】

- ・基地内に調整池を配置する。
- ・地元住民が自ら災害対応するための**土嚢ステーション等**のスペースの設置を豊能町と共に検討する。

【景観】

- ・茨木方面から豊能町へ帰ってきた時の西方向の稜線の眺望に配慮する。
- ・道路から見える法面は緑化する等景観に配慮する。

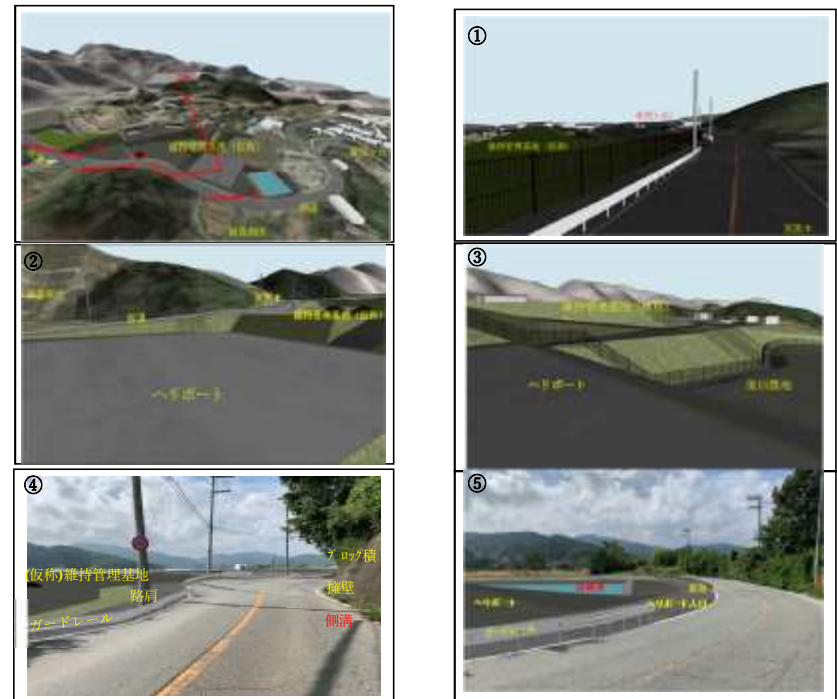
【管理】

- ・基地内への侵入規制のため、景観に配慮したフェンスを設置する。

【スケジュール】

- ・次年度着工、3~5年での概成を目指す。
- ・**施工順序については、地元住民の安心安全が速やかに図れるよう取り組む。**
- ・**施工にあたっては、地域住民と説明会等でコミュニケーションを取りながら事業を進める。**

3. 整備イメージ



お問い合わせ先（事務局）大阪府池田土木事務所維持保全課計画保全グループ  
 電話：072-752-4111（内線 348）担当：北窓・植田  
 ＊大阪府池田土木事務所のホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。